

介護予防・日常生活支援総合事業  
みなし指定事業者の指定更新について

みなし指定事業者向け説明会

平成29年8月31日

高齢者支援課

# 習志野市における 総合事業

# 第1 総合事業に関する総則的な事項

## 1 事業の目的・考え方

### (1) 総合事業の趣旨 (P1~)

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

### (2) 背景・基本的考え方 (P2~)

#### イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

#### ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

#### ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

#### ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

#### ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

#### ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

# 介護予防・生活支援サービス事業の対象者等

[習志野市版]

## 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)の対象者

- 要支援1・要支援2の認定者
- 基本チェックリストにより事業対象の基準に該当した第1号被保険者(「事業対象者」)

※事業対象者は、要支援者に相当する状態の方を想定しており、要支援者より軽度の状態の方には一般介護予防事業の利用につなげていくことが望ましい。

※第2号被保険者については、特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを受けるのではなく、要介護認定申請を行う。

## 基本チェックリストについて

- 基本チェックリストは生活機能の低下などを調べるための25の質問項目からなり、何らかの困りごとを感じてサービスの利用相談のため窓口に来所した利用者に対して、対面で実施する。
- **基本チェックリストの実施窓口は、高齢者支援課又は高齢者相談センター(地域包括支援センター)とする。**
- 基本チェックリストの記入内容から、生活機能の低下が認められた場合は「事業対象者」と判定される。
- 「事業対象者」となった方には、被保険者証を交付する。

# サービス事業の利用手続き

[習志野市版]

## 利用手続き

- 要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援)を受ける。
- 基本チェックリストを実施し「事業対象者」の判定を受け、介護予防ケアマネジメントを受ける。

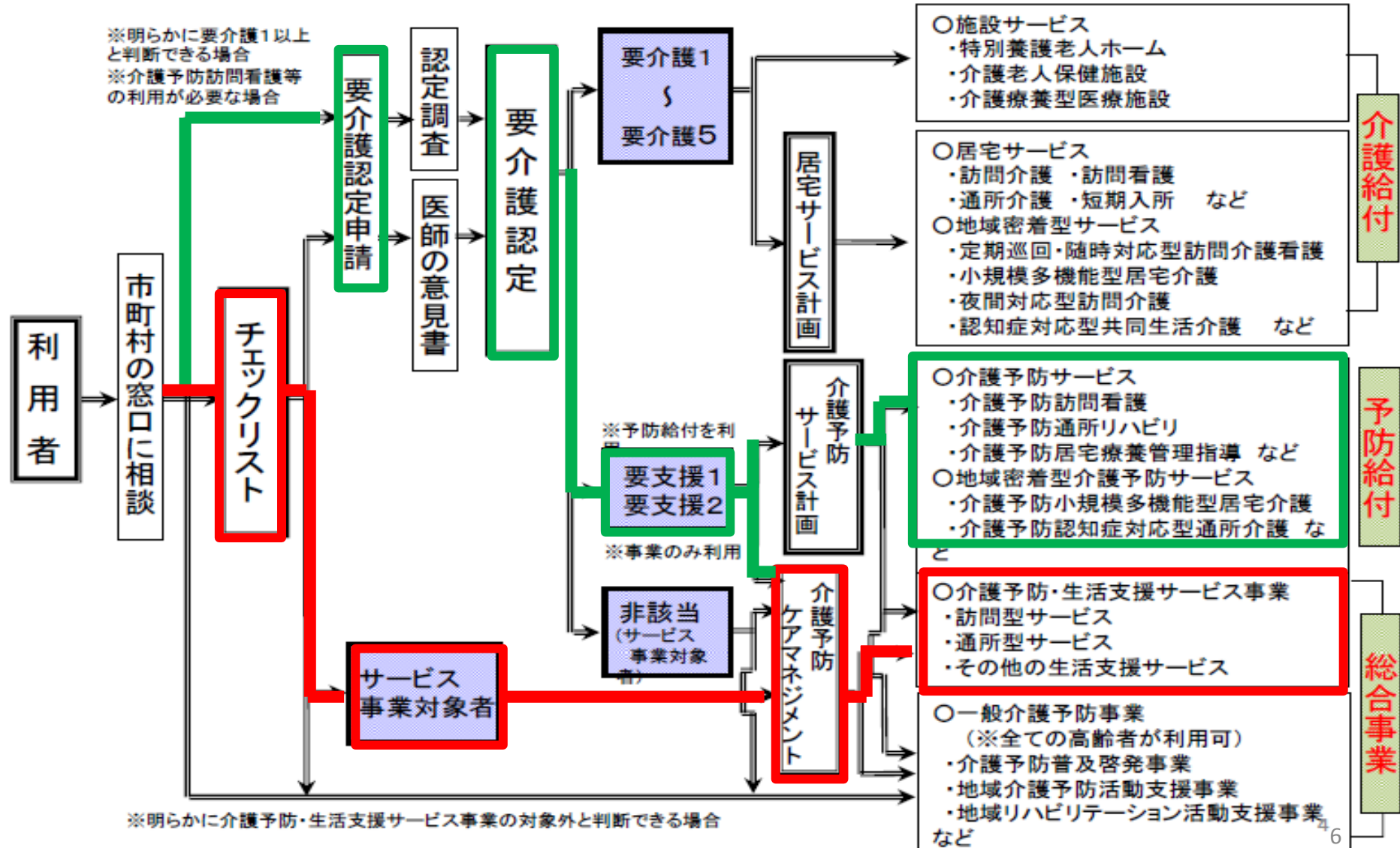
※基準に該当した場合「事業対象者」となるが、必要なサービスは高齢者相談センター等で実施する介護予防ケアマネジメントの過程で決定する。

## 事業対象者の有効期間

- 基本チェックリストの実施により「事業対象者」となった方には、有効期間という考え方はなく、習志野市においては**有効期間は設定しない**。ただし、適宜、基本チェックリストにより利用者の状況を把握するものとする。

※状態が重くなった方などについては、要介護認定等の申請を行う。

# サービス事業利用の流れ



# 習志野市における 基準・単価等

# 介護予防訪問型サービスの基準について

[習志野市版]

サービス名称	介護予防訪問型サービス
サービスの内容	○従前の介護予防訪問介護と同一の内容 (訪問介護員による身体介護、生活援助)
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
人員基準	○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと ①管理者：常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能 ②訪問介護員等：常勤換算2.5人以上 〈資格要件〉介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ③サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は利用者50人に1人以上 〈資格要件〉介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者
設備基準	○従前の介護予防訪問介護と同等
運営基準	○従前の介護予防訪問介護と同等



# 介護予防訪問型サービスの単価について

[習志野市版]

サービス名称	介護予防訪問型のサービス
単価	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域単価 5級地(1単位=10.70円)</li> <li>○算定単位 月額包括報酬</li> <li>○報酬体系<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問型サービスⅠ(週1回程度) 1,168単位/月 (要支援1・2、事業対象者)</li><li>・訪問型サービスⅡ(週2回程度) 2,335単位/月 (要支援1・2、事業対象者)</li><li>・訪問型サービスⅢ(週2回超程度) 3,704単位/月 (原則、要支援2の人に限る)</li></ul></li> <li>○加算<ul style="list-style-type: none"><li>・初回加算 200単位</li><li>・生活機能向上連携加算 100単位</li><li>・介護職員処遇改善加算</li></ul></li></ul>
限度額管理の有無	有(国保連で管理)

# 介護予防通所型サービスの基準について①

[習志野市版]

サービス名称	介護予防通所型サービス
サービスの内容	○介護予防通所介護と同一の内容 (生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴 等)
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
設備基準	○従前の介護予防通所介護と同等
運営基準	○従前の介護予防通所介護と同等

## 介護予防通所型サービスの基準について②

サービス名称

介護予防通所型サービス

人員基準

○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと

①管理者：常勤・専従1以上

※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能

②生活相談員等：常勤換算後1人以上

〈資格要件〉社会福祉主事任用資格、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員

③看護職員：専従1以上

(定員10人以下の場合は、看護職員又は介護職員1人以上)

〈資格要件〉看護師、准看護師

④介護職員：15人以下 常勤換算後1人以上

15人超 利用者1人につき常勤換算後0.2人以上

⑤機能訓練指導員：1以上

〈資格要件〉理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤

# 介護予防通所型サービスの単価について

[習志野市版]

サービス名称	介護予防通所型サービス								
単価	<p>○地域単価 5級地(1単位=10.45円)</p> <p>○算定単位 月額包括報酬</p> <p>○報酬体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型サービス1 1,647単位/月 (要支援1、事業対象者)</li> <li>・通所型サービス2 3,377単位/月 (原則、要支援2の人に限る)</li> </ul> <p>○加算</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>①生活機能向上グループ加算</td> <td>②運動器機能向上加算</td> </tr> <tr> <td>③栄養改善加算</td> <td>④口腔機能向上加算</td> </tr> <tr> <td>⑤選択的サービス複数実施加算</td> <td>⑥事業所評価加算</td> </tr> <tr> <td>⑦サービス提供体制強化加算</td> <td>⑧介護職員処遇改善加算</td> </tr> </table>	①生活機能向上グループ加算	②運動器機能向上加算	③栄養改善加算	④口腔機能向上加算	⑤選択的サービス複数実施加算	⑥事業所評価加算	⑦サービス提供体制強化加算	⑧介護職員処遇改善加算
①生活機能向上グループ加算	②運動器機能向上加算								
③栄養改善加算	④口腔機能向上加算								
⑤選択的サービス複数実施加算	⑥事業所評価加算								
⑦サービス提供体制強化加算	⑧介護職員処遇改善加算								
限度額管理の有無	有(国保連で管理)								

# 利用者負担・給付管理

[習志野市版]

## 利用者負担

- 予防給付の利用者負担割合と同様
- 原則1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担
- 予防給付における高額介護予防サービス費相当事業等を実施
- 予防給付における給付制限と同様の制度は、現在は実施していない

## 給付管理

- 総合事業のサービス事業分(指定事業者のサービス)と、予防給付のサービス分を合わせて給付管理を行う。
- 認定区分ごとの支給限度額は次のとおり。

	支給限度額/月	(注)
要支援1	5,003単位	(従前と同じ)
要支援2	10,473単位	(従前と同じ)
事業対象者	5,003単位	退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるようなケースについては、 <b>一時的に</b> 要支援2の限度額までの範囲内で利用が可能ですが、その場合は事前に高齢者支援課にご相談ください。

**サービス提供にあたり  
必要となる事務手続き等**

# 定款・運営規程等の変更について①

## 作成・変更が必要なもの

- 定款、運営規程、契約書、重要事項説明書等について変更が必要。

## 定款の記載について

- 定款の事業目的欄に、総合事業を行う旨の記載が必要。

### 【定款記載例】

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」「介護保険法に基づく第1号通所事業」

## 運営規程の記載について

- 提供するサービス種別を追加し、その他必要事項の記載が必要。

### 【運営規程記載例】

「介護保険法に規定する第1号訪問事業」

「介護保険法に規定する第1号通所事業」

## 定款・運営規程等の変更について②

### 契約書・重要事項説明書について

- 契約書、重要事項説明書など、利用者を取り交わすものについては、当該利用者が総合事業のサービスを開始するときに合わせて作成・変更が必要。
- 様式の作成にあたっては、定款等の変更と同様に文言の整理をし、利用者にわかりやすく記載すること。
- 新たに作成し、取り交わす方法のほか、変更点を記載した覚書等を作成し、利用者の確認(押印)を得る方法も考えられる。

### 留意事項

- 介護予防訪問(通所)介護は、H30.3.31まではその事業は継続されるため、文言は削除しないこと。
- 定款等記載例がすべての法人に当てはまるわけではないため、詳細については各所轄庁へその変更について確認を行うこと。
- 記載例として示したものはあくまで例示であるため、これにより損害等が生じたとしても、その責任を負うものではない。



# 総合事業における事業者指定について

## 総合事業における事業者指定は習志野市が行う

- 総合事業における事業者の指定権者は習志野市となる。新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届け出は習志野市に行く。
- 新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等については、各提供サービスに応じた指定権者へ届け出を行う必要がある。

提供するサービス		必要な事業者指定	指定権者 (指定申請等提出先)
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業者の指定	千葉県
	通所介護	指定通所介護事業者の指定	千葉県
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業者の指定	習志野市(介護保険課)
総合事業	介護予防訪問(通所)介護相当のサービス	総合事業の第1号訪問(通所)事業者の指定	習志野市(高齢者支援課)

# 総合事業における事業者指定の留意点

## 住所地特例対象者への総合事業のサービス提供について

- 習志野市の住所地特例対象施設に入所している被保険者へ総合事業のサービスを提供する場合は、習志野市の指定を受けて、習志野市の報酬単価で提供する。

## 習志野市外の被保険者へのサービス提供について

- 習志野市に所在する事業者が、習志野市以外の被保険者（習志野市に居住する住所地特例対象者を除く）に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、その利用者の住所地の市町村から事業者指定を受ける必要があり、変更届や指定更新申請もそれぞれの市町村に届け出る必要がある。

## 指定介護予防サービスの有効期間

- 全市町村が総合事業への移行が完了するH30.3.31までは介護予防訪問（通所）介護のサービス提供は継続される。H30.3.31前に、介護予防訪問（通所）介護の有効期間が満了する事業者は指定更新をすることが望ましい。

# 総合事業の指定更新申請について

## 指定更新申請手続き

- 指定は平成30年4月1日付けで行う。
- 申請書類の提出期限は、介護予防訪問型サービス事業所は平成29年12月28日、介護予防通所型サービス事業所は平成30年1月31日。
- 指定申請に係る申請様式及び関係書類は市ホームページへ掲載予定。

## 申請窓口

- 総合事業の事業者指定に関する申請窓口は、高齢者支援課
- 地域密着型通所介護の事業者指定に関する申請窓口は、介護保険課

## 総合事業における事業所番号

- みなし指定事業所が総合事業のサービスを提供する場合は、現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。

# 報酬の請求手続き等

# サービス種類コードについて

## (1) 訪問型サービスの場合

No	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	A2	訪問型サービス(独自) (介護予防訪問型サービス)	習志野市の総合事業の新規指定を受けた事業者及び平成30年4月1日付で指定更新をした事業者がサービスを提供する場合のサービス種類。

※平成30年4月以降、A1(訪問型サービス(みなし))はなくなります。

## (2) 通所型サービスの場合

No	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	A6	通所型サービス(独自) (介護予防通所型サービス)	習志野市の総合事業の新規指定を受けた事業者及び平成30年4月1日付で指定更新をした事業者がサービスを提供する場合のサービス種類。

※平成30年4月以降、A5(通所型サービス(みなし))はなくなります。

# 請求事務における留意点

## 日割り請求の適用について

- 総合事業における請求については、月の途中で利用開始の契約をした場合は、月額包括報酬ではなく、契約日を起算日とした日割り計算で算定する。

## 回数割り請求について

- 習志野市では、月額包括報酬のみとし、回数割りでの請求は適用しない。

## 単位数マスタの取り込み

- 総合事業の請求に必要な「習志野市版総合事業サービスコード単位数表マスタ」を市ホームページからダウンロードし、各事業所で使用している請求ソフトに取り込む。

# 各種公費の取扱いについて

適用優先順位	サービス種類コード・名称	公費給付率	公費本人負担	介護予防・日常生活支援総合事業														
				A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF
	法別番号・公費略称			訪問型サービス（みなし）	訪問型サービス（独自）	訪問型サービス（独自／定率）	訪問型サービス（独自／定額）	通所型サービス（みなし）	通所型サービス（独自）	通所型サービス（独自／定率）	通所型サービス（独自／定額）	その他の生活支援サービス（配食／定率）	その他の生活支援サービス（配食／定額）	その他の生活支援サービス（見守り／定率）	その他の生活支援サービス（見守り／定額）	その他の生活支援サービス（その他／定率）	その他の生活支援サービス（その他／定額）	介護予防ケアマネジメント
11	58:全額免除	100	なし	○	○													
12	81:原爆助成	100	なし	○	○			○	○									
13	25:中国残留邦人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	12:生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

習志野市で実施する総合事業サービス

- ・A2
- ・A6

参考:介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(平成29年2月13日事務連絡)  
サービス種類と適用可能公費の関係

## 【参考】

○介護予防・日常生活支援総合事業 厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

上記ホームページから、基本的考え方、ガイドライン、Q&A、関連資料、好事例、関係政省令・告示等がご覧いただけます。

OWAM NET 介護保険最新情報  
<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

介護保険制度に関する最新情報をご覧いただけます。

○介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成29年2月13日事務連絡）

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=42848&ct=020050010>

介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料などがご覧いただけます。

## 【問い合わせ先】

○介護予防・日常生活支援総合事業に関すること  
高年齢者支援課 407-4560

本日の資料は、今後ホームページに掲載予定です。